

## 佐賀県茶業試験場における研究費の管理運営体制について

佐賀県茶業試験場場長

佐賀県茶業試験場では、研究費（国等の競争的資金など公的研究費を含む。以下同じ。）の執行について、地方自治法、佐賀県財務規則、県の予算制度等に基づき適正に行っていますが、当社における研究費の適正な管理の更なる充実を図るため、文部科学省・農林水産省の「研究機関における公的研究費の管理監督のガイドライン（実施基準）」（H19.2.15 文部科学省科学技術・学術政策局長通知）（H19.10.1 農林水産省農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官連名通知）に基づき、研究費の管理・運営体制を定めました。

【佐賀県茶業試験場の運営・管理責任者】は次のとおりです。

1. 最高管理責任者：佐賀県茶業試験場場長  
（機関全体を統括し、研究費の管理・運営について最終責任を負う者）
2. 統括管理責任者：佐賀県茶業試験場副場長  
（最高管理責任者を補佐し、研究費の管理・運営について機関全体を統括する指導責任と権限を持つ者）

【事務処理手続きに関する相談受付窓口】は次のとおりです。

佐賀県茶業試験場総務担当係長

〒843-0302

佐賀県嬉野市嬉野町下野丙1870-5

電話：0954-42-0066） FAX：0954-20-2004

電子メール：[chagyoushiken@pref.saga.lg.jp](mailto:chagyoushiken@pref.saga.lg.jp)

【研究費の適正使用に関する相談・通報受付窓口】は次のとおりです。

佐賀県農林水産商工本部企画・経営グループ企画第二担当

〒840-8570

佐賀県佐賀市城内1-1-59

電話：0952-25-7257 FAX：0952-25-7290

電子メール：[nousuishou-g@pref.saga.lg.jp](mailto:nousuishou-g@pref.saga.lg.jp)

県庁ほっとライン（佐賀県庁公益通報制度）

<http://www.pref.saga.lg.jp/web/kenminmadoguchi.html>

県職員が、その仕事をするにあたって、「法令違反など県民の信頼を損なうようなことをしている」等の事実がある場合、そのことを相談・通報していただける窓口です。具体的には、弁護士が窓口になります。

県民窓口

〒840-0852

佐賀市中央本町1番10号 ニュー寺元ビル三階

松尾弘志法律事務所 松尾弘志弁護士

電子メール：[k-hotline@pref.saga.lg.jp](mailto:k-hotline@pref.saga.lg.jp)

- 封書での通報の場合には、封筒に「親展」「公益通報」と朱書きしてください。
- 電子メールでの通報の場合は、メールの件名に「公益通報」と記載してください。  
(メールは松尾弁護士のみが受信します。メールの件名に「公益通報」の記載がない場合、通報メールとして確認できないことがありますので必ず記入してください。)

県庁ほっとラインに関するお問い合わせ先

佐賀県統括本部 政策監グループ 広聴・調査担当

電話：0952-25-7251

FAX：0952-25-7263

電子メール：[seisakukan-g@pref.saga.lg.jp](mailto:seisakukan-g@pref.saga.lg.jp)

通報の様式は特にありません。ただし、通報にあたっては、相談・通報される方の氏名・連絡先、不正を行ったとする研究者・研究担当、不正行為及び不正行為の態様、不正をとする根拠等について確認させていただくとともに、調査に当ってご協力を求める場合があります。

なお、告発者の個人情報や告発内容については、取り扱いに十分注意いたします。